

社会福祉法人きらり彩愛会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人きらり彩愛会（以下「当法人」という。）定款第八条及び第二二条の規定に基づき、役員（理事及び幹事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

幸手市内	実費相当
その他	実費相当

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

幸手市内	実費相当
その他	実費相当

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(附則)

1 この規程は、令和 4年 7月19日から施行する。